



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 家畜伝染病のまん延を防止するための家畜等及び区域の指定（畜産課）…………… 1

告 示

沖縄県告示第202号

家畜伝染病予防法施行細則（平成12年沖縄県規則第31号）第13条第1項の規定により、移動を禁止する家畜等及び区域を次のとおり指定する。

令和2年4月1日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 (1) 指定する家畜等 豚及びいのしし
- (2) 指定する区域 うるま市、沖縄市、北中城村、中城村、西原町、与那原町、南風原町及び南城市（次の図に示す部分に限る。）
（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部畜産課において縦覧に供する。）
- (3) 禁止期間 令和2年4月3日（金曜日）午前11時から午後3時まで
- 2 (1) 指定する家畜等 豚及びいのしし
- (2) 指定する区域 沖縄市、うるま市、金武町、恩納村、宜野座村及び名護市（次の図に示す部分に限る。）
（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部畜産課において縦覧に供する。）
- (3) 禁止期間 令和2年4月3日（金曜日）午後0時から午後4時まで

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 沖縄県総務部総務私学課（文書法規班印刷室） 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁地下1階</p>
---	--